



令和8年4月開講 県内各地

医療ビジネス科

受講生募集

- ☆ 登録販売者や医療事務の医療ビジネス分野での再就職及び正社員を目指す方のための2年間の職業訓練。
- ☆ 登録販売者等の医療ビジネス分野の資格取得を目指します。
- ☆ 専門学校の卒業資格が取得可能です。



訓練期間	令和8年4月6日(月)から令和10年3月6日(月)まで(2年間) (訓練日、休日及び訓練時間帯等は、学校のカリキュラムによる。)
訓練実施施設及び場所等	新庄コアカレッジ(学校法人最上広域コア学園) 新庄市十日町6162-11
定員	5名
受講対象者	次の要件をすべて満たす方 1 概ね5歳未満で高等学校卒業の資格(同等も含む)を有する方。ただし、高等学校を令和8年3月に卒業する新規学卒者を除く。 2 医療ビジネス分野への正社員での就職を強く希望し、2年間の訓練を継続できる方。 3 公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、①職業に必要な技能、知識を習得して早期再就職を希望し、②公共職業安定所における職業相談においてジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、③公共職業安定所長が訓練受講の必要性を認めた方 ※なお、訓練の出席や成績状況により進級又は卒業できない見込みとなった場合、訓練は継続できません。
受講料	受講料は無料です。 ただし、自己負担として、テキスト代金等として2年間で11万円程度の実費負担のほか、学外での行事や授業等での交通費、登録販売者等の資格試験料などの費用が必要となります。 ※詳細は別途、実施施設の案内参照
募集期間	令和8年1月23日(金)～令和8年3月3日(火)昼12時
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者にご相談ください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)で行ってください。(詳しい手続きの流れは裏面参照) 申し込み手順 (1)ハローワークにて職業相談のうえ、上記募集締切日時までに申込書をハローワーク相談窓口へ提出する。 (2)その後、訓練実施施設の願書一式(ハローワーク窓口で配布)を訓練実施施設の指定日時までに訓練実施施設へ提出する。 (高等学校の卒業証明書、写真(必要枚数)などが必要。提出期限も含め、別途、実施施設の案内参照。)
選考会	参加者：受講申込者(欠席等の場合は選考対象者となりません。) 日時：令和8年3月10日(火)午後1時30分から(時間厳守) ※開場は午後1時、受付は午後1時20分までに済ませてください。 場所：山形県立山形職業能力開発専門校(裏面「地図」参照) 内容：訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物：筆記用具(鉛筆、ボールペン)を持参してください。
訓練実施施設が行う試験	訓練実施施設における試験(受験料は無料)(時間厳守)※別途、実施施設の案内参照 新庄コアカレッジ 試験日時：令和8年3月12日(木)(午前8時40分まで同施設に集合)
受講者選考	訓練実施施設が行う試験により訓練実施施設が受け入れを可とする者を対象として、適性検査等による選考順位をもとにハローワークでの受講あっせんが行われます。

主催

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課

〒990-2473 山形市松栄二丁目2番1号 TEL:023-644-9228

※訓練実施施設の願書等、試験については、訓練実施施設へお問い合わせください。(連絡先は裏面)



◆医療ビジネス科の訓練概要◆

医療ビジネス分野の国家資格等を取得し、関連する職種での正社員を目指すための2年課程の職業訓練です。

◆医療ビジネス科の目標資格◆

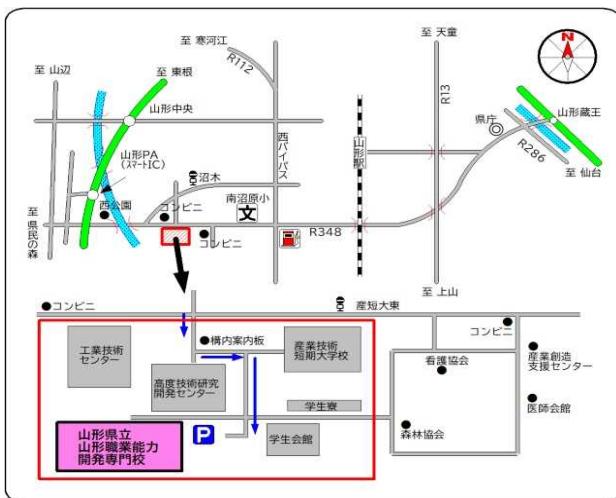
- 1 登録販売者…国家資格・公的資格となり、薬剤師が取り扱う「要指導医薬品」を除く一般市販薬（OTC薬）を取り扱う資格
 - 2 医療事務関連の資格…医療事務技能審査試験、調剤報酬請求事務専門士検定試験の資格
 - 3 その他ビジネス関係の資格…パソコンや簿記の資格となる、Word文書処理技能認定試験、Excel表計算処理技能認定試験、Accessデータベース処理技能認定試験、日商簿記等の資格

◆医療ビジネス分野の仕事◆

- 1 登録販売者
薬機法（改正薬事法）で定められた資格が必要な仕事で、薬剤師が取り扱う「要指導医薬品」を除く一般市販薬（OTC薬）の販売や説明を行う仕事です。薬局やドラッグストア等の店舗管理者になるためには、登録販売者の資格及び実務経験が必要となります。
 - 2 医療事務
病院やクリニックでの診療費の計算、患者への診療料金の請求、審査支払機関を通じた患者の健保組合への診療報酬の請求に必要な書類の作成、来院した方の受付や入院登録、医療費控除申請等の業務を行います。

【選考会場】

場 所 : 山形県立山形職業能力開発専門校
住 所 : 山形市松栄2-2-1
TEL : 023-644-9228



◆ご相談・お申込窓口◆

窓口機関	郵便番号	住所	電話番号
山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市桜町2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池3-1-39	TEL 0238-22-8155
酒田公共職業安定所	〒998-8555	酒田市上安町1-6-6	TEL 0234-27-3111
鶴岡公共職業安定所	〒997-0035	鶴岡市馬場町2-12	TEL 0235-25-2501
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市楯岡五日町14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	TEL 0237-86-4221

★雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。

★雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職のお申込み
をしている公共職業安定所
にご相談ください。